令和5年度以降の協議会の継続について

1 令和5年度以降の協議会の継続について

- ・ 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会(以下「協議会」という)は、平成15年7月の設置以来、原状回復対策等の実施に関し地域住民や専門家から意見を聴く場として、重要な役割を果たしてきた。
- ・ 昨年5月の第69回協議会で御了承いただいたとおり、県では、令和5年度以降も 現場内の地下水浄化を継続することとしており、引き続き地域住民や専門家から意見 を聴く場が必要であることから、**令和5年度以降も協議会を継続することとする。**

2 委員構成について

- ・ 現在の協議会は、学識経験者4名、関係市町委員5名、公募委員2名の計11名で 構成されている。
- ・ 学識経験者及び関係市町委員の数については、地域住民の意見や専門的な知見を反映するに当たり、必要最小限であること、公募委員については、今後も県の浄化対策や浄化終了後の現場跡地の利活用等について、広く県民の意見を聴く必要があることから、現在の委員構成を維持することとする。

3 協議会における今後の主な協議内容

- ① 地下水浄化対策に関する事項
- ② 環境モニタリングに関する事項(次年度の調査計画等)
- ③ 環境再生に関する事項(地下水浄化終了後の現場跡地の利活用等)

4 協議会の開催頻度等について

協議会の開催頻度等は次のとおりとする。

- 基本的に年1回(2月頃)の開催とし、環境モニタリング結果の中間報告(1月~9月)は書面による報告とする。
- 現場視察は、現場に変化があった時などに随時行う。
- 必要に応じて臨時に協議会を開催する。